

- I. 今後新たに展開する施策について
1. 保育所待機児童対策について
 2. 地域子育て支援について
 3. 公立保育所の機能強化
 4. 保育関係者の連携
- II. 公立保育所の民営化

回	No.	意見要旨
I. 今後新たに展開する施策について		
1. 保育所待機児童対策について		
9	1	一次報告書に対する市民意見や車座ミーティングでの意見から、喫緊に認可外保育施設の補助体制を考えていかなければならないのではないかと。
10	1	待機児童対策の予算の見込みと事業の優先順序付けをしっかりと考えないと、来年4月どうするのか保護者はとても不安である。民営化はまだ時間があるが、待機児童対策は直近でやらなければならないこと。
11	1	「幼稚園の預かり保育」や「認証保育所」を待機児童対策のメニューとして提示されたが、これが適切かどうか議論が不十分ではないか。
11	1	「保育ママ」制度が発足したが、これには補助金が出ているにもかかわらず、認可外保育施設には全く補助金が出ていない。認可外にも子どもを預けている保護者がたくさんいる。これは、同じ船橋市民としてかなりの差別ではないか。
11	1	平成26年度までに1,500人増というあいプランの目標数値のペースでは、現状の待機児童にすら対応し切れないのではないかと。
11	1	新園の開設、定員増という議論をこの保育のあり方検討委員会で取り上げないと、随分後退した議論になってしまう。十分な予算措置、総体的な保育予算の拡大・定員増を報告書の中に、何らかの形でしっかり提言していく方向性を考えなければならない。
12	1	認可外保育施設・利用者に対する補助、幼稚園の預かり保育といった議題は、それぞれの専門家が揃っている本委員会で議論されるべきである。
12	1	他園の退職者の補充は待機児童対策には繋がらない。
12	1	保育所の定員増や「待機児童への緊急対応を求めます」と、市が待機児童対策を不転の覚悟でやるように求める意見をこの委員会で出さないと、民営化も必ずしもスムーズにいかないと思う。
12	1	待機児童対策のために十分な予算の確保をするべきである。民営化を提案する以上は、市に対して、総体的な予算枠の拡大をする覚悟を求める姿勢を出してほしい。
12	1	23年4月からの待機児童をどうするのか、どのように救うのかということが全く見えてこないのは、非常に問題のある提言になってしまう。
12	1	報告書に認可保育所の増設というようなことを書いたとしても、具体策が何もない中では、絵に描いた餅になってしまうのではないかと。
2. 地域子育て支援について		
9	2	子育て家庭の地域支援体制について、例えば民生委員がどのような活動をしていて、地域に何人いるなど、詳しく分析したうえで示していかないと、市民の理解はなかなか得られないと思う。
9	2	一次報告書への意見で要支援・要保護の家庭への配慮について意見が少なかったのは、総論賛成だからだと思う。今後は、具体的に詰めていって、最善の方法は何かということを検討しなければいけない。
10	2	保育士が地域に出て発見した要支援の児童など、持ち帰ってきた情報をどのように誰が処理するのか。組織、責任体制をしっかりと決めないといけない。
10	2	民営化で浮いた人材を地域支援に回すとのことだが、民営化には最低でも2年かかる。その間、地域支援を何も行わないということなのか。
10	2	地域に出ていく保育士が、どのように連携し、誰がコーディネートして、誰がどのように指揮をとるのか、具体的に示されないと、現場に持ち帰って説明できない。

回	No.	意見要旨
10	2	実際にどうするのか、誰が指示してくれるのか、地域の情報をどこにつなげていくのか、ということが見えてこないとなかなか進まない。そこがはっきりしてもらえれば、現場は、お金がない、人がいないという中で、できることを一生懸命考える。
11	2	拠点保育園の数が5園で良いかどうかは議論が必要ではないか。
12 資	2	拠点保育園が5園では少ない。耐震改修する全公立保育園に一時保育室を備え、地域の拠点園にすることが望ましい。
12 資	2	一時保育室の整備と同時に、今の一時保育や入所とは別の期間保育の導入を検討すべき。
12 資	2	子育て支援センターが拠点保育園にできるのが望ましい。
12 資	2	健診会場での育児相談は臨床心理士と並列での実施に賛成。地区保健師と連携して支援してほしい。
12 資	2	地域担当保育士の役割として、予防や回復のための親子支援を家庭児童相談室と連携することを明記してほしい。具体的な業務内容として、グループミーティングの開催はできないか。
12 資	2	保育士が在宅子育て支援を行うプランの理論構築が不十分である。
12 資	2	保育士の子育て支援参加の裏付けとして、保育課の関与と責任範囲が明確でなければならない。児童家庭課との事務分掌、責任範囲の明確化と連携、保育士以外の民生児童委員、保健師等専門家、地域の子育て支援グループとの連携策のスキームを明らかにすべき。
12 資	2	子育て支援センターを在宅子育て支援の中心に置き、機能を充実させ、各方面の専門家が得た情報を集中する体制を整備する方が実現可能性と効果が高いと思う。そのためには事務局体制の強化が必要となる。
12 資	2	在宅子育て支援の考え方に、相互扶助の考え方が欠如している。要保護世帯に対する行政からの支援、指導ばかりではなく、何らかのグループに帰属し、その中で相互扶助が実現され、自立へ向かうプロセスは非常に重要であるので、保育士の地域支援だけでなく、もう少し幅を広げた検討をしてほしい。
12 資	2	子育て支援の範囲に、家児の補助という考え方を入れているかどうか。家事の補助を受けられるだけで救われる保護者、子どもは多いのではないか。
12	2	民営化に対する具体案は細かく出ているのに対して、ネットワークづくりについては委員の中では相当な議論があったにも関わらず、具体案が出ていない。
12	2	子育て支援のネットワーク作りや多様な保育ニーズへの対応、認可外保育施設への支援などが提言に書かれていても、実現に対するステップ、仕組みについて議論されないままでは、結局民営化だけ進んでしまうということも考えられる。
12	2	地域支援体制については、「研究します」や「検討します」という書きぶりだけで、いつまで研究して、いつ結論を出すのかという具体的なことが示されていない。
12	2	拠点を各行政コミュニティごとに計5か所置くということになっているが、60万人の人口に対して5か所で役割を果たせるのか。保護や支援が必要な子どもを発見したときに、だれにどのように言うのかというシステムがないなど、かなりの部分で無理があると感じる。
12	2	何のために民営化をやるかということ、いかに限られた資源を有効活用して、さまざまな一般的な保育施策を充実するかということに狙いがあるわけだから、出来るだけ充実したものを書き込んでいくことが必要。
12	2	報告書には予算制約があることを書き込む必要がある。その中で、保育に重点を置き、具体的な施策として、これまで重点を置かれなかった地域支援などもきちんとやっていくということで、民営化につなげないと説得力がない。
12	2	地域担当保育士が地域に出て持ち帰った情報をどう管理して、どうするのかというところは、市が責任を持ってケース管理をし、各機関で役割分担してしまうのではなく、課を超え、役割を超えた、その家族をどうするのかと全体の目が行き届くようなネットワーク会議を開催してほしい。
12	2	「虐待を疑われている」と家庭児童相談室や保健センターを警戒して会うことができない家庭に対して、地域に出た保育士が「保育園に遊びに来ない？」というような誘い方をすれば、会うことができるのではないかと期待している。
12	2	5つの拠点ではなく、公立保育園27園を拠点にして、公立保育園の役割をきちんと果たすべきではないか。

回	No.	意見要旨
12	2	地域担当保育士が無理に発見、解決しようとするのではなく、健康増進課、家庭児童相談室、保育課などで横のつながりを強化することで、予防・回復というところを担えるのではないか。
12	2	2年後に民営化になった後で、保育士が地域に出るのでは遅い。もっと前から健康増進課、家庭児童相談室などとの関係を持ち、準備をしたうえで、民営化を迎えなければ実際には動けないのではないか。
12	2	保育所にも幼稚園にも通っていない家庭の支援を書き込むのであれば、児童家庭課、家庭児童相談室の機能強化をきちんと書いたうえで、保育士も参加するような子育て支援コミュニティを作るといふ書き方をしておかないと、実現性が高くないのではと懸念している。保育士がどの程度関わるかということが民営化の根拠にされているので、責任体制や実現の可能性、数値的根拠も含めて報告書にかかれなと、民営化へと考えが繋がっていない。
3. 公立保育所の機能強化		
10	3	公立保育園は緊急一時保育と障害児保育に力を入れていくとあるが、様々な保育ニーズがある中で、休日保育、夜間保育、年末保育なども市が決断し、現場との調整が取れればすぐに実施できるのではないか。大変なことをみんな民間に押し付けているのではないか。公立ができない理由が分からない。これは、民営化にも大きく関連しているのではないか。
11	3	休日保育、夜間保育、延長保育等の充実など、新たな事業を始めるのに新たな人が必要なのは私立でも同じことではないか。
11	3	私立保育園では、労使ともに協力し合い、人材を確保しながら努力して発達支援保育、一時・休日保育や夜8時、9時までの延長保育を行っている。これらのニーズはこれから増えてくる。公立においても財源や人材を確保してやるべきではないか。
11	3	認可外保育施設では、保護者からどうしても休日や深夜までの保育をしてほしいと要望があった場合は、職員の中から募って受け入れるなど、赤字となってしまうとしても保護者のニーズに応えるためにかなりの努力している。公立は努力が足りないのではないか。できないことは決していない。
11	3	私立より格段に人員配置が手厚い公立で、率先して保育サービスメニューの拡大を行うべきではないか。
11	3	あいプランのニーズ調査において、要望が高かったのは一時保育と病児保育だった。耐震改修とあわせて一時保育専用の保育室を作り、一時保育を拡大していくことは公立保育園でもできないことはない。市民ニーズにきちんと応えていくことは非常に大事。
11	3	民間保育園に休日保育や延長保育の拡大などを求めるのであれば、労働環境が悪くならないよう財源や人員配置の裏付けとあわせておこなわないと無責任になる。
11	3	公立保育園で緊急一時保育を実施した場合に、現在の午前7時から午後7時までという枠を超えたサービスが必要になるという議論が出てくると思う。公立保育園の機能強化に伴って出てくる部分に関して、今までの前提を超えて議論することができるのか気になる。
12	3	保育を必要としている保護者は多様化している。公立・私立の保育所は時間に限りがある。時間外の保育に該当している保護者に対する議論がされていない。サービス業や医療関係などに携わる保護者も保育を必要としているにもかかわらず、行政として動いていない。最初から除外されてしまっている。
4. 保育関係者の連携		
9	4	公立保育園が主導権を持って、私立保育園、私立幼稚園を指導していくというのは、大変おこがましいことである。
9	4	公・私立の保育園、幼稚園、認可外の保育園・幼稚園の人たちが一堂に会して話をする機会をとという意見があるが、それぞれの立場を主張しあう場にするのではなく、本当に船橋の全ての子どもたちをどうしたらいいのか、どうすることが一番いいのかという議論をする場にしくはない。

回	No.	意見要旨
Ⅱ. 公立保育所の民営化		
9	Ⅱ	民営化により、現在の間人関係が壊されるとか、子どもへの精神的な影響について、きちんと手当てしないといけない。
9	Ⅱ	どこまで民営化すればいいのか、あるいは民営化しないのでできる方法があるのかということ、もう一度検討しつつ進んだ方がいいのではないか。
10	Ⅱ	民営化すれば何がどのように良くなるのかということが示されないと、みんな納得できない。
10	Ⅱ	公務員の人事制度は、定期的な人事異動が優先され、保育という仕事は必ずしも適切ではないと思う。保育園の人事評価などいろいろなやり方において近代的な経営手法を取り入れれば、市民のためになり、最終的には財政の問題も大きな成果が出てくるのではないか。
10	Ⅱ	民営化の何が配慮事項かは、このあり方検討委員会で議論されるべき部分。実際にどう進めていくか、保護者や職員など関係者と行政が向き合う場をどうするかは、11月以降の次の段階の話。
11	Ⅱ	公立保育園で行われているのが一つの標準であり、それ以上の保育が民営化に対して課される優先順位だという形でプロポーザルが行われるとき、受託する民間法人の側としては、十分な予算措置がされないまま公立並みの人的配置を求められるのは困る。
11	Ⅱ	民営化することで、保育の活性化が生まれ、子どもが幸せになる。また、経営の効率化で無駄を省き、競争することによって経営的に活性化される。
11	Ⅱ	民営化する場合の法人選定の基準を考えると、保護者のニーズにどうやって応えられるかという点では、受け入れる法人に何ができるか条件を提示してもらい、従来の公立が果たせなかったものを民営化するというのが本来だと思う。
11	Ⅱ	今の公立保育園の制度の中で通っている子ども、保護者にとって、民営化による保育サービスの充実で夜間保育・休日保育をしても、利便性の向上にはつながらない。保育サービスの充実は今ある保育園を民営化するのではなく、新しい公立保育園を作って担えばいい。
11	Ⅱ	今いる子どもが入所してきた条件は、民営化しても継続すべき。ただし、いつまでも続けていったら、財政的にパンクし、その保育園のあり方についても破綻が来る可能性がある。だから、受託を希望する法人に対して、現状への対応に加え、将来どう運営していくのかを厳しく問うべき。継続、継続では停滞してしまう。
11	Ⅱ	民営化した後も、続けてその保育園に通い続けられることが重要。アレルギー対応できなくなることはあってはならない。
11	Ⅱ	発達支援児の受入れについて、私立保育園への補助が十分でないまま、発達支援保育の実施を基準とした場合、受託法人に人件費の超過負担を強いることになるのではないか。
11	Ⅱ	現在通園する児童の保育を保障するのも大事だが、発達支援保育やアレルギー対応など、保育はその地域で積み上げられた宝のようなもの。地域から1園でもなくなってしまうことは利用者にとって非常によくはない。今いる発達支援児が卒園してしまえば発達支援保育はやらなくていいということにはならない。その地域で、発達支援が必要な子どもを持つ家庭が、保育園を利用できるという長期的な保障が必要。
11	Ⅱ	民営化に移行する時には、最低限として、今いる子どもたちの保育をどのように保障していくのかということと、地域の中の保育園、地域で暮らす人にとっての保育園がこれまで実現してきた価値をどう継続するのかということが議論になる。ただ、待機している人や地域で暮らしている人たちの問題も総合的に考えて議論をしなければならないという視点が重要。
11	Ⅱ	民営化の財源効果の計算のなかで、保育計画課以外の職員などの人件費も含めてきちんと計上してほしい。
11	Ⅱ	民営化によって、退職者の補充をしないことは保育の停滞を招く。いびつな人員構成となり、後で大きな弊害となると思う。
11	Ⅱ	5園の民営化は多すぎる。
11	Ⅱ	23年4月までに父母を納得させて民営化をすすめるのは非常に無理がある。
11	Ⅱ	民営化する際の設置・運営主体を「認可保育所の運営の実績のある社会福祉法人等」とある。現状は、社会福祉法人が運営を踏襲するのは納得できるが、25年度以降システムが変わる可能性があるため、ずっと狭い範囲で議論することがいいのか考えなくてはならない。

回	No.	意見要旨
11	II	船橋の民間保育所で、民営化を受け入れるパイがどのくらい残っているのか。船橋の法人が積極的に受けてくれるならいいが、船橋の法人が受け入れられず広く公募となった場合、引き受けたのが社会福祉法人でもチェーンのところだったりということもあり、その点は慎重に考えなければならない。
12 資	II	他市では、有識者や保育関係者などを入れて、少なくとも1年ぐらいかけてガイドラインを作っている。民営化を考えるならば、他市の寄せ集めのようなガイドラインではなく、船橋市民、保護者が納得するようなガイドラインを作る必要がある。
12 資	II	民営化により保育内容の低下は許されない。維持または向上が保障されることが必要。
12 資	II	公立保育園で行ってきた発達支援保育、アレルギー対応給食は維持される必要がある。在園児が卒園した後も、維持されることは必要。また、市の責任で、私立保育園での看護師、栄養士の配置体制を整備することが必要。
12 資	II	市が推進してきた保育の論理の一貫性を保つことは重要。受託法人に対してどこまで保育内容・質の継承を求めることができるのか議論を行うべきであり、保護者の意思を最大限考慮し、反映できる責任体制を示す必要がある。
12 資	II	民営化の前提には、保護者の納得・賛成が必要である。十分な事前説明を行い、民営化ガイドライン、移行期・移行後の配慮事項に対して賛同を得ることが実施の条件となる。法人選定委員会に保護者が参加することも必須であり、3名以上の奇数が適切。保護者を含めた委員会が該当法人なしとした場合は、民営化そのものを見直すことが必要。民営化の強行はあってはならない。
12 資	II	行政訴訟が起こることは行政にも市民にとっても利がない。保護者の納得の得られない民営化は受託法人と保護者の関係、保育内容に大きな禍根を残し、子どもへの悪影響となる。
12 資	II	議論未了の事項については、別途協議体を設置し、慎重に審議を行うことが必須である。委員会終了後、3か月で移行期に関する配慮事項の検討を終えることはスケジュール的に無理がある。余裕をもった検討スケジュールを確保すべき。
12 資	II	近年中に認可保育園というシステム自体に変更が行われる可能性が高く、平成29年度までのプランを決めることは無責任。また5園民営化する必然性の検討が不十分である。このことから、民営化は2園程度とし、中間評価を行って民営化後の状況を分析、評価、改善点を明確にし、行政が責任を持って改善を行う必要がある。
12 資	II	民営化の前提には、公私間格差の是正が必須である。受託法人の負担軽減という観点からも、格差是正は必要。
12 資	II	私立保育所の国庫負担金は、平成25年度には一括交付金化されるのではないかと。
12 資	II	保育士の新規採用を抑制することに反対。保育士の年齢構成に歪みが生じ、保育の質を下げる要因となる。
12	II	120人定員の園で17人の正規保育士というのは、公立がいかにも費用がかかっていると見えるような試算の仕方であり、不備があるのではないかと。
12	II	民営化後、三者協議で決定した事項がきちんと履行されることを保証してほしいと望むのが市民の気持ちではないかと。
12	II	子どもたちに対する様々なサポートが一番であるので、移行期をきちんとしなければならぬが、その時期を過ぎたら、施設一般に対する第三者評価や苦情解決システム、行政による監督権限の行使のあり方といった、保育サービス全体の質を担保するシステムをいかにしっかり作っていくかという一般的な課題になってくるのではないかと。
12	II	他の自治体の事例で、移行期が過ぎた後に保育が悪くなったということがあり、結局そのところに誰も責任を負うことができないというのがとても不安。
12	II	私立保育園はこういう子どもを育てたいという理念がある。公立保育園の受託法人を選定するときに、「どんなに立派な理念があっても、公立と同じ保育内容を続けなければ受託させない」というのではなく、法人の意見をよく聞き、その意見をよく聞き分けて法人を決定することがとても大事。
12	II	保護者は、子どもが大好きだったことが民営化後も維持されてほしいという素朴な願いがある。運営法人が変わったからといって子どもの楽しみが奪われることがあると保護者としては納得がいかない。
12	II	民営化が必要であれば、子どもたちが早く新しい環境に慣れることが大事であり、いつまでも前はこうだったと、親や行政などが足を引っ張ってはいけぬ。新しい環境に早く慣れて、その園で自分を発揮できるように応援するのが親や保育者、行政の役割ではないかと。
12	II	保護者、法人、行政による協議というやり方は非常に難しい。協議体さえ作ればうまくいくということではない。保護者の理解を法人の考えとすり合わせていくことはかなり困難であるということ踏まえておかないといけぬ。

回	No.	意見要旨
12	Ⅱ	大人側の不安と子ども側の不安とをどうバランスをとるか。子どもたちは自分の意見が言えない存在なので、子どもたちが安心して過ごせるためにどのような方法が一番適切なのかを考えるのが大人たちの責任。
12	Ⅱ	民営化のために設ける組織の運営は大変であるが、決断したからには、大人たちの責任としてやらなければならない。
12	Ⅱ	財政効果があるという前提だが、そこまで財政効果がなかったときに、民営化を正当化する根拠が成り立つのか。人員を子育て支援に回すだけと考えていいのか。
12	Ⅱ	私立保育園としては、民営化された保育園と既存私立保育園との間で民格差ができるのは、なかなか容認しづらい。一時的なことはあったとしても、何らかの形で格差を縮めていく行政的な配慮してもらわないといけないが、まずは公私間の格差に対する行政的な配慮をすることの保障をお願いしたい。
12	Ⅱ	財政状況に民営化が資するとは納得できず、民営化やむなしとの判断に至っていない。委員会で「民営化について以下のことを決定した」と書かれると、委員個人としては心外。
12	Ⅱ	民営化した園の正規職員を地域担当保育士として拠点保育園に配置するのであれば、民営化は2園でいいはず。拠点保育園5園が5園の民営化の根拠となっているというのは乱暴ではないか。また、地域担当保育士がいる保育園は多い方がいいので、5園である必要はないのではないかと。
12	Ⅱ	民営化について「平成25年4月からの開始」や公表から移管まで「合同保育期間を含めて原則2年間」、「三者協議会を設置し、移行期が終了してからおおむね3年程度は開設」とあるが、今後の配慮事項を検討する協議体が設置されるのであれば、そこで検討されることで変動する可能性があり、また、その期間が正しい、適切であるかは分からないので、今の段階での具体的な書き込み方は委員会として責任をもつことができないのではないかと。
12	Ⅱ	示されたタイムスケジュールは相当無理があり、不安を持つ母親が理解できるとは思えない。
12	Ⅱ	示された資料では財政効果が見えないので反対というのであれば、批判する方も前提の置き方の違いを明確にし、「こういう方法で試算すれば費用がかかってしまう」と示して議論していかないと説得力があまりないと思う。例えば、一般行政職である保育課職員は特定の職務との対応で給与をもらっているわけではないので、算定に含めるのは根拠がないと思う。
12	Ⅱ	配慮事項検討委員会は長期的に民営化全体を見据えたものになるとすれば、保育を含めた専門家の比率を上げて、有識者2：保育園関係者5：保護者5という市の提案を例えば3：3：3にするなど、バランスの置き方を変えた方がいい。
12	Ⅱ	1園あたりの比較ではなく認可保育園の保育費総額でみた場合に財政効果があるのか、市職員の人件費のうち民営化にいくらかかっているかなど、財政効果の根拠に対する疑問に対して、他自治体の訴訟事例からも、市がどのように答えていくのが重要なのではないかと。
12	Ⅱ	民営化を多くの市民が納得するためには、前提となっている待機児童対策や地域子育て支援について具体的に書かれていることが必要。

※「回」欄の「12資」は第12回委員会資料1における委員意見